

家畜衛生だより

令和6年3月 No.58
庄内家畜保健衛生所
庄内地区家畜畜産物衛生指導協会
TEL 0235(68)2151
FAX 0235(66)2466

農家・死亡牛関連業者の皆様へ 令和6年4月1日からBSE検査対象が変わります


1. 令和6年4月1日から、以下の月齢区分による検査が廃止になります。
 - 96 か月齢以上の一般の死亡牛
 - 48 か月齢以上の起立不能だった死亡牛
 - 48 か月齢以上の届出伝染病と診断された死亡牛
2. 今後は、下記①②の全ての月齢の死亡牛が BSE 検査の対象になります。

① BSE を疑う症状のあった死亡牛（全月齢）

例：興奮しやすい、音や光・接触等への過敏な反応、牛群内での序列の変化、搾乳時の持続的な蹴り、頭を低くし柵等に押しつける動作の繰り返し、扉や柵等の障害物に対するためらいなど行動変化があった牛

② 起立不能等を示していた死亡牛（全月齢）

※ 獣医師がBSE検査が必要と判断した牛

 上記の牛については、BSE 検査を行う必要がありますのでNOSAI家畜診療所、開業獣医師等に連絡して、検案書を作成してもらってください。検案書は死亡牛処理整理票に添付する必要があります。

ご不明な点があれば、庄内家保までお問い合わせください。
庄内家畜保健衛生所：TEL 0235-68-2151